平成 23 年（ネ）第 2035 号　損害賠償請求事件
大阪高等裁判所民事 12 部合議ニ・ロ係

裁判長　安原 清蔵　様
裁判官　坂倉 充信　様
裁判官　和田 豊　　様

公正な判断でトステム綾部・中田衛一君（２２歳）の過労死を認めて下さい

中田衛一君は、高校卒業後の 1997 年 4 月、トステム綾部に入社しましたが、2001 年 6 月 16 日、夜勤明けの週末、自宅にて急性心停止で亡くなられました（享年 22 歳）。長時間労働、深夜交代性勤務に従事し、切り粉が舞う中、冷暖房は定時に切れ、立ちっぱなしの作業で心身ともに過酷な労働実態でした。健康な 22 歳の青年が死に至る理由は労働の他考えられません。

会社の責任で行われるべき、労働時間管理がなされていなかった事実、これまで京都地裁でトステムに入社後、疲弊していく姿を目の当たりにしてきたご両親の生活実態の証言。　トステム綾部の元同僚が涙ながらに証言した、過重労働の上、交代制勤務があるという過酷な労働実態を受け止めて下さい。

私たちの切実な想いをお聞き頂き、「22 歳の青年の死を無駄にしないで欲しい」過労死のない職場をつくるために公正な判決をお願いします。

住所：

氏名：　　年齢：

私のメッセージ